

「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金交付規程

制定 令和8年4月24日

令和8年度「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金事務局

(通則)

第1条 「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金のうち取組支援事業者向け補助金(以下「補助金」という。)については、補助金の交付を予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則(令和5年内閣府令第41号)の規定によるほか、この交付規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本事業は、民間事業者等(以下「補助事業者」という。)が様々な民間企業による社員、顧客、地域社会等のための子育てに資する取組を実施していくために集中的な支援等を行うことで、当該民間企業が子育て支援に関する取組を自走的に実施することができるよう支援するとともに、本取組を全国的に展開することを目的とする。

(対象経費及び補助率)

第3条 令和8年度「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金事務局(以下「事務局」)は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、当該補助金の交付の対象としてこども家庭庁及び事務局が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分、補助率等については、別表のとおりとする。

(交付の申請等)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書に事務局が定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、別途定める日までに事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助事業者が行う本補助金に係る交付の申請については、電子メール又は郵送により行うことができる。

(交付の決定)

第5条 事務局は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様

式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 事務局は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に事務局に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

- 第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から起算して5年の間、こども家庭庁又は事務局からの要求がある場合は、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3号による申請書を事務局に提出し、速やかにその承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

- 第9条 補助事業者は、補助事業のうち事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければならない。
 - 4 補助事業者は、前2項の契約等に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
 - 5 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）

に当たり、各省各庁から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 6 事務局は、補助事業者が前項本文の規定に違反して各省各庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事務局が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、事務局が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4号による遅延報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第5号による状況報告書を事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに様式第6号による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 事務局は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7号による精算（概算）払請求書を事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに事務局に報告しなければならない。

- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第17条 事務局は、第8条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 事務局は、第1項第1号から第3号又は第5号の規定による取り消しをした場合において、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項に定める実績報告書に様式第10号による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
 - 4 事務局は、補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき事務局が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、内閣総理大臣が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11号による申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第20条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第21条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（補助金返還）

第22条 補助事業終了後、会計検査院、こども家庭庁又は事務局は、補助事業に関して予告なく実地検査を実施することができる。当該実地検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、補助事業者はこれに必ず従うものとする。

（その他）

- 第23条 事務局は、本規程に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適切な執行を図るために必要な事項について別に定めることができる。
- 2 事務局は、補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この規程は、令和8年4月24日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表（第3条関係）

補助金の名称 「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金

経費の区分	補助対象経費	補助率	上限額
事業費（ <u>補助事業者</u> 経費）	人件費、旅費、会議費、謝金、通信運搬費、広報費、委託・外注費、その他諸経費	定額	1 補助事業者につき、2,000 万円

「こどもとともに成長する企業」
構想推進事業費補助金事務局 殿

申請者 所在地

会社名

代表者名

令和8年度「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金
交付申請書

「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金交付規程第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び本交付規程の定めるところに従うことを承知の上で申請いたします。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の開始及び完了予定日
- 3 補助事業に要する経費 円
- 4 補助対象経費 円
- 5 補助金交付申請額 円
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（注1）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

- (1) 申請者の営む主な事業
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 3及び4の積算資料
- (5) 補助事業の効果
- (6) 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
- (7) 申請者の役員等名簿（別添）

（注2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

【補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額】

補助金申請者 宛て

「こどもとともに成長する企業」
構想推進事業費補助金事務局

令和8年度「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金
交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付け第〇号において申請のあった「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、公募にて採択された内容のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補助対象経費	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補助金の額	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
- 3 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
- 4 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
- 5 本交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び本交付規程の定めるところに従わなければなりません。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。
 - (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
 - (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

- (4) こども家庭庁の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 名称及び不正の内容の公表
- 6 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、本交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
- 7 交付決定者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。
- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 8 交付決定者は、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）に従い、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。
9. 交付決定者は、本事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式により事務局に報告し、その指示に従わなければならない。

別添様式（様式第2号）

番 号
令和 年 月 日

「こどもとともに成長する企業」
構想推進事業費補助金事務局 殿

交付決定者 所在地

会社名

代表者名

令和8年度「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金
における海外付加価値税還付報告書

本補助金において、海外付加価値税について還付を受けましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 補助金額（交付規程第14条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3 | 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 円 |

※ 別紙として積算の内訳等を添付すること。

「こどもとともに成長する企業」
構想推進事業費補助金事務局 殿

交付決定者 所在地

会社名

代表者名

令和8年度「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金
計画変更（等）承認申請書

本補助金交付規程第8条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
（新旧対比）
- 5 同上の算出基礎

※ 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第4号（第11条関係）

番 号
令和 年 月 日

「こどもとともに成長する企業」
構想推進事業費補助金事務局 殿

交付決定者 所在地

会社名

代表者名

令和8年度「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金
遅延報告書

本補助金交付規程第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延が補助事業に及ぼす影響（金額） (円)
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第5号（第12条関係）

番 号
令和 年 月 日

「こどもとともに成長する企業」
構想推進事業費補助金事務局 殿

交付決定者 所在地

会社名

代表者名

令和8年度「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金
状況報告書

本補助金交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況
- 2 補助対象経費の区分別収支概要

「こどもとともに成長する企業」
構想推進事業費補助金事務局 殿

交付決定者 所在地

会社名

代表者名

令和8年度「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金
実績報告書

記

1 実施した補助事業

- (1) 補助事業の内容
- (2) 重点的に実施した事項
- (3) 補助事業の効果

2 補助事業の収支決算

(1) 収入 (単位：円)

項目	金額
自己資金	
補助金	
合計	

(2) 支出

ア 総括表 (単位：円)

区分	補助事業に要した経費		補助対象経費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付決定額	流用後交付決定額	実績額
合計									

イ 各区分における経費の内訳（様式任意：各対象経費ごとの実績の内訳を添付）

ウ 支出の透明化に関する調書（補助事業者）

交付を行った者	交付先	金額	備考
		円	
		円	
		円	
		円	

合 計 額	円	
-------	---	--

- ※1 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第18条第3項の規定に基づき、様式第10号による取得財産等管理明細表を添付することとする。
- ※2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
【補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額】
- ※3 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

「こどもとともに成長する企業」
構想推進事業費補助金事務局 殿

交付決定者 所在地

会社名

代表者名

令和8年度「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金
精算（概算）払請求書

本補助金交付規程第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）

金 円

- 2 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

- 3 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

- 4 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

金融機関名		店舗名	
金融機関コード		店舗コード	
預貯金種別	普通預金 ・ 当座預金		
口座番号			
振込先名義			
振込先名義(か)			

※ 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

別紙（様式第7号）

概算払請求内訳書

(1) 概算払請求の内訳

(単位：円)

交付決定額	経費執行状況			概算払 既受領済額④	差引請求額 ③－④
	実績額①	見込額②	合計③ (①+②)		

(2) 事業完了予定日 令和 年 月 日

※ 本内訳書の内容は、必要に応じて変更することができる。

様式第8号（第16条関係）

番 号
令和 年 月 日

「こどもとともに成長する企業」
構想推進事業費補助金事務局 殿

交付決定者 所在地

会社名

代表者名

令和8年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

本補助金交付規程第16条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 補助金額（交付規程第14条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（上記3－2） | 円 |

※ 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第9号（第18条関係）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- ※1 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- ※2 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
- ※3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- ※4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- ※5 処分制限期間は、本交付規程第19条第2項に定める期間を記載すること。

様式第10号（第18条関係）

取得財産等管理明細表

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- ※1 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- ※2 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
- ※3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- ※4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- ※5 処分制限期間は、本交付規程第19条第2項に定める期間を記載すること。

様式第11号（第19条関係）

番 号
令和 年 月 日

「こどもとともに成長する企業」
構想推進事業費補助金事務局 殿

交付決定者 所在地

会社名

代表者名

令和8年度「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金
財産処分承認申請書

本補助金交付規程第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

- (1) 処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等
- (2) 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分理由